

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 社会情勢と国の動向

【少子化の現状】

わが国の出生数は、「第2次ベビーブーム」期の昭和48(1973)年の209万人をピークに減少し、平成28(2016)年には初めて100万人を割り込みました。近年では、少子化のスピードがさらに加速し、令和5(2023)年には過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下等、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

【「こどもまんなか社会」の実現に向けて～「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の成立】

このような少子化の現状を食い止めるため、政府は令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。基本方針では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針と、実現のための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する(令和5(2023)年4月発足)ことが示されました。

そして、令和4(2022)年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立(令和5(2023)年4月1日施行)しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

【「こども大綱」、「こども未来戦略」の策定】

また、令和5(2023)年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向をまとめた、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指すとしています。

「こども未来戦略」では、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、

「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれています。

【児童福祉法の一部改正】

加えて、令和6（2024）年4月には、児童虐待相談対応件数が令和4年度に21万4,843件で過去最多を更新する等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法が一部改正されました。改正法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化等が示されました。

（2）東京都の動向

【「チルドレンファースト」の社会実現に向けて】

東京都では、令和元（2019）年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、令和12（2030）年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」、「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」、「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」ことを掲げています。

こうした状況やこれまでの東京都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2（2020）年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」を策定（令和4（2022）年度中間見直し実施）しました。その後、令和3（2021）年3月には、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤となる「『未来の東京』戦略」を策定しました。

【「東京都こども基本条例」の制定、「こども未来アクション」の策定】

さらに、令和3（2021）年4月に「東京都こども基本条例」を施行しました。この条例は、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にすることを基本理念として明確化し、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。加えて、令和4（2022）年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、「子供政策連携室」を設置しました。

また、令和5（2023）年度の予算方針として「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」を掲げ、“東京から少子化に歯止めをかける”として、「018サポート」（0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給）、「第二子の保育料無償化」等、様々な子育て支援施策を新たに展開しています。

そして、令和5（2023）年7月には、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を策定し、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示しています。令和6（2024）年2月には、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供



との対話を通じた継続的な政策のバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2024」を策定しました。

(3) 中央区の動向

【中央区の人口の推移】

中央区（以下、「本区」という。）の人口は、近年 30・40 歳代の子育て世代を中心に増加傾向にあり、令和 5（2023）年 1 月に、本区の最大人口を 70 年振りに更新する 174,074 人を記録し、令和 6（2024）年 1 月からは、晴海地区で、東京 2020 大会選手村跡地住宅の入居が開始されたことを受け、同年 4 月時点の人口は 181,845 人となっています。今後も人口増加の傾向は続き、令和 9（2027）年度内に 20 万人を突破し、令和 15（2033）年には 212,395 人に達すると想定しています。また、出生数は平成 28（2016）年から令和 3（2021）年まで 2,000 人を超え、令和 5（2023）年は 1,813 人、令和 4（2022）年の合計特殊出生率は 1.31 で、6 年連続 23 区中 1 位となっています。

【中央区における取組】

本区では、平成 27（2015）年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「中央区子ども・子育て支援事業計画」を平成 27（2015）年 3 月に策定し、安心して子どもを産み育てていける環境づくり、本区にふさわしい子ども・子育て支援策を総合的に推進しています。計画期間終了となる令和 2（2020）年 3 月には、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと確保方策を中心に見直しを行い、「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定（令和 4（2022）年 8 月中間見直し実施）しました。

また、「中央区基本構想」（平成 29（2017）年 6 月策定）に掲げた 20 年後の将来像「輝く未来へ橋をかける一人が集まる絆なまち」の実現に向けた取組を総合的・計画的に展開していくため、令和 5（2023）年 3 月に「中央区基本計画 2023」を策定しました。なお、基本計画が示す施策の方向性は、SDGs（持続可能な開発目標）と軌を一^きに^{いつ}しており、計画に掲げる取組の推進により、持続可能なまちの実現につながることを示しています。

このような計画的な子ども・子育て支援策の着実な推進により、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 21（2009）年 4 月には 15 園（定員 1,505 人）であった認可保育所を令和 6（2024）年 4 月までの 15 年間で約 5 倍の 83 園（定員 6,526 人）に増設（認定こども園（長時間保育含む））し、5,021 人の定員拡大を図ったことにより、平成 29（2017）年 4 月時点で 324 人であった保育所待機児童数は、令和 4（2022）年 4 月に 0 人を達成しました。また、小学生の放課後の居場所づくりとして、令和 5（2023）年 4 月から民設民営学童クラブを誘致するとともに、令和 6（2024）年 4 月には区立小学校内に学童クラブ（学校内学童クラブ）を設置し、学童クラブ所属児童と放課後子ども教室（プレディ）所属児童が一緒に過ごすことができる「プレディプラス」事業を新たに実施する等、児童の放課後対策の拡充を図っています。

さらに令和 6（2024）年 7 月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設 4 階に移転し、子どもと子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制の強化や育ちの相談・サポート機能の充実を図る等、常に子どもの視点に立ち、子育て支援の各種サービスの充実や環境整備等総合的な子育て支援策を全庁的に展開しています。



コラム

中央区における子育て施策展開について ～新たなステージへ～

本区では、20万都市が目前に迫るなか、年間出生数の増加や保育所待機児童数0人の達成などのこれまでの子育て施策の取組と成果、国・東京都の動向を踏まえ、今後の展開を、令和5年(2023)年8月に、「中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～」として整理しました。

中央区における子育て施策展開について ～新たなステージへ～

国においては、本年4月にこども家庭庁が創設された。都においても、国に先駆け先導する施策が打ち出されている。本区は、これまで子どもの視点に立ち、子育て支援の各種サービスを展開してきた。今後、国や都の動向を踏まえ、子育て支援事業を再整理するとともに、「地域全体で子育てを支える」という考えのもと、本区における今後の子育て施策展開の整理を行った。

1 これまでの取組と成果

平成21年8月、「子育て支援対策本部」を設置し、保育所待機児童を解消するための緊急対策をはじめ、常にこどもの視点に立ち子育て支援の各種サービスの充実や環境整備など総合的な子育て支援策を全庁をあげて積極的に展開

✓合計特殊出生率が5年連続23区1位に！

✓待機児童数0人を達成！

1.10
(平成21年)

1.37
(令和3年)

324人
(平成29年4月)

0人
(令和4年4月)

✓年間出生数は年間約2,000人に！

✓保育園は15年間で約5倍に！

1,332人
(平成21年)

1,940人
(令和4年)

15園
(平成21年4月)

79園
(令和5年4月)

2 国や東京都の動向

国

こどもまんなか社会の実現に向けて～次元が異なる少子化対策～
✓こども家庭庁の設置
✓こども未来戦略方針「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

東京都

チルドレンファースト社会の実現
✓現行施策を含め、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援
✓こども未来アクション

1

出典：中央区資料(令和5年8月)

中央区における子育て施策展開について ～新たなステージへ～

3 今後の方向性

子どもがのびのびと元気に活動できる環境の整備

- ◎都心区において全ての公共施設やスペースを子どもの視点で見直し有効活用します
 - ✓校庭を活用した遊び場開放の充実
 - ✓保育所の遊び場開放及び幼稚園の未就園児の会の充実
 - ✓公園・児童遊園の整備充実
- ◎地域での子育て力を支援します
 - ✓子どもが積極的に参加出来る町会や地区委員会等のお祭りや地域行事を支援します

保育・教育環境のさらなる充実

- ◎区内保育所・幼稚園の機能を充実し、保護者の選択の幅を広げます
 - ✓家庭で保育をしているお子さんに、保育所で新たなサービスを提供（一時預かり、相談、保育体験など）
 - ✓知育や運動など保育所の特長を活かした多様な保育・教育の展開
 - ✓幼稚園の預かり保育を拡大
 - ✓幼稚園で弁当給食を実施

コロナ後の新たな社会を見据えた経済的負担の軽減

- ◎現在の国や東京都における様々な議論や検討の動向を注視し、将来的な財政負担も考慮しながら、慎重に検討します

<本区の目指すべき姿>

子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち

—中央区子ども子育て支援事業計画 基本理念—

都心区としての新しい放課後児童対策の推進

- ◎児童に適切な遊びや生活の場を提供し、放課後に安心して過ごせる居場所を確保します
 - ✓区立小学校における学童クラブとフレディの一体的運用
 - ✓公園や図書館など地域の資源を活用した児童館事業の展開
- ◎民間活力を最大限に活用し、スポーツ教室や文化活動など子どもが様々な経験ができる環境づくりを推進します

保護者へのサポートの充実

- ◎子ども子育て家庭の総合相談機能・支援体制のさらなる充実を図ります
 - ✓育ちの相談サポート機能の充実
- ◎保護者が子どもに寄り添い、成長を見守るゆとり時間を創出します
 - ✓申請や利用申込等既存事業のデジタル化の推進

※具体的な事業化については、この方針に基づき、子ども子育て支援事業計画の策定や予算編成の中で整理します
※緑色部分については、特に迅速かつ重点的に取り組んでいく施策を記載したものです

2

出典：中央区資料(令和5年8月)



(4) 計画策定の目的

本区では、令和2（2020）年3月に、第二期中央区子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち 中央区」を基本理念に、子ども・子育て支援策を計画的に推進してきました。

第二期計画の終了に伴い、国や東京都のこども基本法をはじめとした法や方針、第二期計画での進捗状況・実績評価等を踏まえた上で、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で区が取り組むべき子ども・子育て支援策を示す「中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）（以下、「本計画」という。）」を新たに策定しました。



コラム

こども計画とSDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、持続可能でよりよい社会の実現を目指すために、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を達成年限とする国際目標です。SDGsには人権や経済・社会、地球環境等、さまざまな分野にまたがった17のゴールがあり、先進国を含むすべての国の共通目標となっています。

また、SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくっていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

SDGs達成に向けた道のりは決して簡単なものではありません。そのため、私たち一人一人が自分ごととしてSDGsを捉え、何ができるかを考え、それぞれの立場で行動する姿勢が求められています。

本計画を推進することで、特に実現に近づくゴールは次のとおりです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を内包しています。

こども基本法（市町村こども計画）

第十条（抜粋）

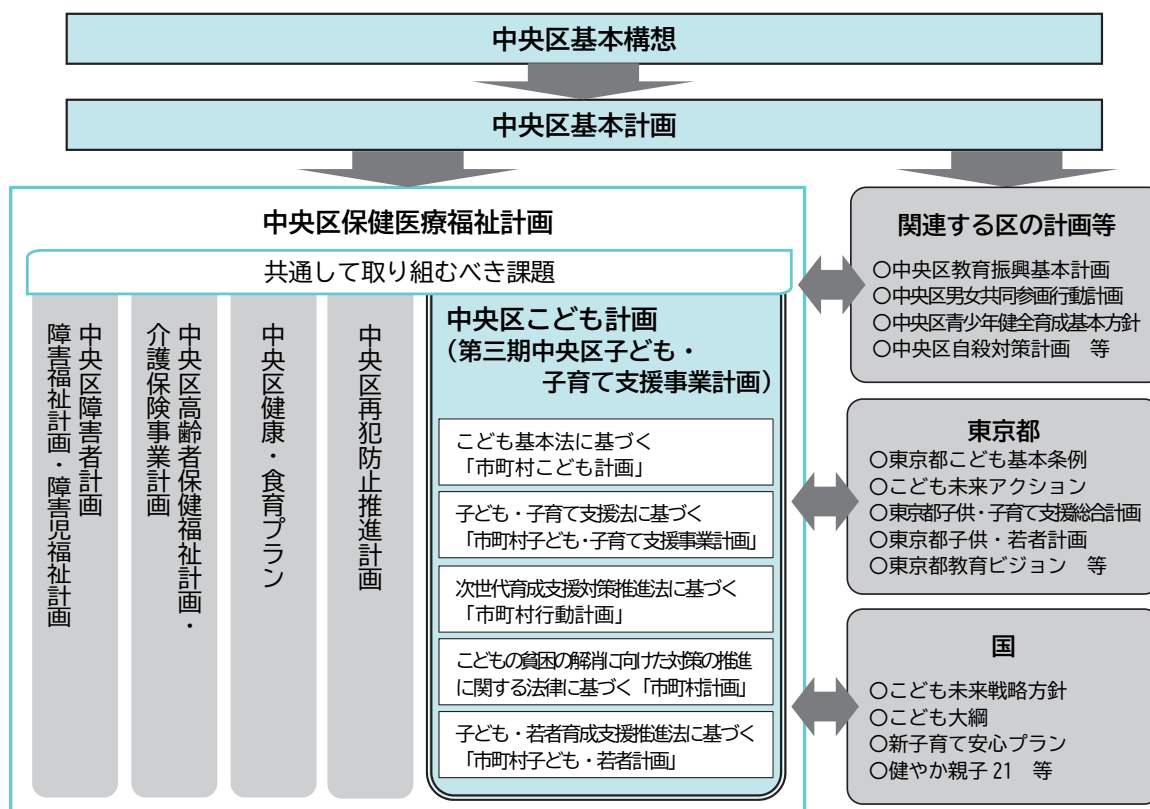
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

※本計画における「子ども」は、若者も対象に含めて捉えています。

(2) 中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・東京都・区の関連する計画等と整合性のある計画とします。

《 中央区における計画体系 》



3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
第二期中央区子ども・子育て支援事業計画										
					中央区こども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)					
		●中間の見直し		●改定					●改定	次期計画

4 計画の策定体制

(1) 中央区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項では、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定められています。

本計画の策定にあたっては、子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者等の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

◎ 中央区子ども・子育て会議委員名簿は、P195を参照

子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 子どもへの意見聴取

こども基本法第11条では、こども施策の策定等にあたり、こどもの意見の反映に係る必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付けています。

本計画の策定にあたっては、本区の子どもたちの実態把握と意見を聴取するため、以下のアンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用しました。また、計画策定時における意見聴取として、子ども向けのパブリックコメントを実施しました。

こども基本法（こどもへの意見聴取）

第十一条（抜粋） 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◇ （仮称）中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）策定に向けた子ども向けアンケート

◆ 調査目的

本区に住む小学生、中学生、高校生世代の生活の状況や放課後の居場所、子どもの権利の認知度、悩みごととその相談先等を把握し、本計画の策定の基礎資料として活用するため。

◆ 調査対象・調査方法

調査区分	調査対象	調査方法
小学生	区立小学校に通う小学6年生 429人 (京橋地域1校、日本橋地域1校、 月島地域2校 計4校)	学校経由でチラシを配布し、GIGA スクール端末(タブレット)を通じて回答
中学生	中央区に居住する中学2年生 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵送し、インターネットで回答
高校生世代	中央区に居住する高校2年生世代 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵送し、インターネットで回答

◆ 調査期間

令和6（2024）年5月21日（火）～6月4日（火）

◆ 回収・回答数（率）

調査区分	発送・配布数	回収・回答数 (率)
小学生	429 票	413 票 (96.3%)
中学生	650 票	134 票 (20.6%)
高校生世代	650 票	151 票 (23.2%)



(3) 各種調査

本計画策定の基礎資料として活用するため、令和5（2023）年度に以下の調査を実施しました。

① 中央区子育て支援に関するニーズ調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設や子育て支援事業の量の見込み等の算定の基礎となる資料を収集するため。

◆ 調査対象

調査名	調査対象
子育て支援に関するニーズ調査 （就学前児童保護者調査）	就学前児童を持つ保護者、5,262人 （調査時0～5歳人口の約50％）
子育て支援に関するニーズ調査 （小学校児童保護者調査）	小学校児童を持つ保護者、4,887人 （調査時6～11歳人口の約50％）

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答（督促礼状1回送付）

◆ 調査期間

令和5（2023）年10月30日（月）～11月24日（金）

◆ 回収・回答数（率）

調査名	発送数	回収・回答数 （率）	内訳	
			郵送 回収数（率）	インターネット 回答数（率）
子育て支援に関するニーズ調査 （就学前児童保護者調査）	5,262票	2,384票 (45.3%)	979票 (18.6%)	1,405票 (26.7%)
子育て支援に関するニーズ調査 （小学校児童保護者調査）	4,887票	2,130票 (43.6%)	920票 (18.8%)	1,210票 (24.8%)

② ひとり親家庭実態調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区内在住のひとり親家庭の生活実態を把握し、ひとり親家庭の自立支援の推進に関わる施策検討の基礎資料とするため。

◆ 調査対象

区内在住の児童育成手当受給資格者、801人（令和5（2023）年10月1日時点の受給者に対する悉皆調査。ただし、「子育て支援に関するニーズ調査」の対象者として抽出された者を除く）

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答（督促礼状1回送付）

◆ 調査期間

令和5（2023）年10月30日（月）～11月24日（金）

◆ 回収・回答数（率）

発送数	回収・回答数 （率）	内訳	
		郵送 回収数（率）	インターネット 回答数（率）
801 票	296 票 (37.0%)	145 票 (18.1%)	151 票 (18.9%)

（４）パブリックコメントの実施

計画素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、令和6（2024）年12月16日から令和7（2025）年1月7日にかけてパブリックコメントを実施し、計画に反映しました。実施にあたっては、子どもたちからも意見を述べやすいよう、子ども向けに計画の簡易版を用意し、子ども向けパブリックコメントも合わせて実施しました。

【パブリックコメントの実施結果】

◆ 意見の提出件数及び提出人数

提出件数 129件（小学生以下6件、中学生0件、高校生世代0件、一般123件）

提出人数 31人（小学生以下4人、中学生0人、高校生世代0人、一般27人）

◆ 意見に対する対応

◎ 計画に反映するもの	8件
○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの	23件
□ 意見として伺うもの（今後の事業の参考とすべきもの）	34件
△ その他	64件

